

議案第8号

日進市介護保険条例の一部改正について

日進市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、日進市介護保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げる。

日進市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,089円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,089円</u>」とあるのは、「<u>25,742円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,089円</u>」とあるのは、「<u>45,049円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,742円</u>とし、平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,915円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,915円</u>」とあるのは、「<u>33,786円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,915円</u>」とあるのは、「<u>46,658円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の日進市介護保険条例第5条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度

以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。